

平成 19 年第 9 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 19 年 9 月 18 日、午後 14 時 05 分から稲城市役所 6 階 6 0 3 会議室において、平成 19 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
浅水 博
稲垣 弘子
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センタ - 課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 第 3 1 議案

「稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関する事等について(第二次基本方針)」

- (5) 日程第 5 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成 19 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第 1 .本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思えます。
御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。
次に日程第 2 .「会期の決定」についてをお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日 1 日と決しました。
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第 3 .「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

- 1 . 工事状況について
- 2 . 平成 19 年度第 1 回稲城市学校保健会役員会の開催について
- 3 . 後援名義事業について
- 4 . 複合施設ふれんど平尾関係について
- 5 . 稲城第六中学校ウッドデッキ撤去作業について

指導室

- 1 . 担当者事業について
- 2 . 夏季教員集中研修について
- 3 . その他の研修事業について
- 4 . その他について

学校給食共同調理場

- 1 . 第 2 学期給食開始について
- 2 . 平成 19 年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会合同研修会について
- 3 . 共同調理場見学について

生涯学習課

- 1 . 社会教育活動の振興について

2. 稲城ふれあいの森関係について
3. 青少年指導者養成について
4. 成人式関係について
5. 新文化センター（iプラザ）建設事業について
6. 文化財の保護と普及について
7. 生涯学習推進事業について
8. 学校施設コミュニティ開放事業について
9. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 体力づくり運動推進について
3. 市民プール運営について
4. 市立公園内運動施設管理運営について
5. スポーツ教室について
6. 市民体育大会について
7. 社会体育施設管理運営について
8. その他について

文化センター課

1. 公民館主催事業の実施状況について
2. 児童館主催事業の実施状況について
3. 利用統計について

図書館

1. 第4回子ども読書活動推進計画検討会について
2. 特別整理について
3. 中央図書館行事について
4. 城山体験学習館展示コーナーについて
5. 子ども体験塾について
6. 利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

それでは日程第4.第31号議案「稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関する事等について（第二次基本方針）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

教育長 それでは、本議案につきましては、稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関する事等について基本方針を定める必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長から説明を申し上げます。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、議案概要説明書の方にもありますが、報告から入らせていただきます。

公立小・中学校の児童・生徒のより良い就学環境整備等を目的に、平成18年度に稲城市立学校適正学区等検討委員会を設置し、その報告書に基づきまして、稲城第一小学校学区に建設予定の集合住宅地の通学区域を第七小学校学区に編入し、同校の増築校舎の建設を早急に対応する必要があるため、この件につきましては、19年1月29日に一部基本方針を定めております。

引き続きまして、「市立学校の学区制のあり方・通学区域に関することについて」今回、第二次基本方針ということで策定することとしました。この策定に当たりましては、庁内の市立学校適正学区等推進事務検討会というところで、関係職員を、計12人の職員で構成する検討会で協議をし、5回に渡りまして、庁内での検討委員会を開催して、その結果報告に基づきまして、教育委員会の委員さんに報告し検討し、今回まとめまして、議案として提案するものでございます。

議案の方に入りますが、議案の後ろの方にA3の用紙で2枚ほどございますが、小学校別の児童数の推計、19年度の実績と24年度までの推計がございまして、小学校、後ろに中学校の数値ですけど、この推計値をもとに検討をしてきたわけでございます。

それでは、本文の方に入らせていただきます。本文の説明の方に入りますけれども、稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関すること等について、第二次基本方針ということでございまして、教育委員会では、平成18年度に稲城市立学校適正学区等検討委員会を設置しまして、その結果、その報告に基づきまして、平成19年1月29日に基本方針の一部定めております。引き続き、第二次基本方針として、学区制のあり方・通学区域に関すること等を含め全体的な基本方針を策定すること、ということになります。

今日の平成19年9月18日付での教育委員会からということでございまして。

次に「記」としまして、1.学区制のあり方についてでございますけれども、この部分は要約しますと、学区制のあり方としては、学校選択制は導入せずに従来どおり小・中学校ともに指定校制を採用したい、推進しますという内容でございます。その具体的な内容についてご説明します。

通学の関係ですけれども、学区制のあり方が学校選択制と指定校制があるわけです。学校選択制にした場合には、児童・生徒・保護者のニーズに対応ができること、「選ばれる学校づくり」ができることなどのメリットがございまして、反面、学校間では過度の競争を招くとともに、学校格差が進む可能性があること、が、そこに書いてございまして、あと、通学では、通学距離が広範囲になり通学時間が長くなるなど、より通学上の安全面などの課題が考えられます。

一方、指定校制にした場合ですが、通学距離・時間が限られるため、児童・生

徒に与える心身への影響を減らすことができる。また、通学上の安全を確保することができる。それから、児童・生徒数の推計が容易であることから、将来を見据えた学校整備計画についても、将来推計に基づいて検討をすることができるということです。

近年では、子どもを取り巻く事件・事故の報道がございますが、本市では地域・保護者・学校が一体となって、今まで以上に自治会・PTA・青少年育成地区委員会などによる、防犯パトロールなどを通じて、子どもたちを見守り続けているということ。また、エデュケーションプログラム・パブリックプランを通して、教育内容の格差が生じない配慮がされているということです。

こういったことから、従来のとおり、小・中学校とも指定校制を採用することとするということで、進めてまいります。

なお、保護者の申し立てによりまして、市内の指定校以外に、兄弟が在学していること、あるいは身体的・精神的・地理的な理由及び指定校に希望する部活動がないなどの理由により、指定校以外への学校へも就学できるよう弾力的な運用を図ることとしております。

また、将来的には児童・生徒の動向などを踏まえ、定期的に学区制のあり方について検討を行う必要があるという状況です。

次に2です。小・中学校の学校配置と通学距離についてです。

小・中学校の学校配置ですけれども、県境付近と多摩川周辺・丘陵部などに位置する小・中学校がございます。また、学校間の距離が接近しているところもございます。以上のことを踏まえまして、本市の地形から次の区域を基準とするということで、小学校は、既成市街地、それから坂浜地域、それからニュータウン地区、平尾地区というような四つの地域に分けることができます。中学校については、既成市街地、坂浜・平尾地区、ニュータウン地区という三つの地域に分けることができます。

次に(2)通学距離と通学時間でございます。通学距離につきましては、法令では、小学校にあってはおおむね4キロ以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内である、これは国レベルの基準ですので、そういう規定がされている。

本市では、小学校までの直線距離として最も遠い児童は、約1.3キロメートルということでございまして、通学所要時間は約30分前後となっているということです。また、中学校までの直線距離で最も遠い生徒は、約2キロメートルということで、通学所要時間は約40分前後となっている状況が稲城第二中学校でございます。

次に3、通学区域について。通学区域につきましては、結論的に申し上げますと、第一小学校は隣接する3校、三小、四小、七小の通学区域に隣接するわけですが、通学区域に編入することについて検討しましたけれども、3校と受け入れが困難であり、第一小学校の敷地に増築校舎を建設することについて検討をしました。第一小学校については、校庭の西側に建設するのが望ましいという判断でございます。具体的には申し上げますが、新たな入居計画とか、継続的な人口増

加などにより、児童・生徒及び学級数の増加が見込まれる場合は、学校規模を考慮しながら通学区域の変更について慎重に検討していくこととする。通学区域を変更する場合には、変更後に児童・生徒が学校に収容できるか、また、通学距離・時間が児童・生徒に与える心身の影響、通学上の安全面の確保が図られるかなどを考慮し、また学校の教育活動への過大な負担とならないことを基本に置きまして、通学区域の適正化を図るものとするということです。

適正な学校規模についてでございますけれども、ここにあるのは、法令によりますと小・中学校とも「12学級以上18学級以下を基準とする」と規定されております。稲城市の児童・生徒の推計値は平成19年4月7日現在と平成23年度の稲城市立学校の学校規模は次のとおりとなると、そこに書いてございますけれども、本年4月7日現在の学校規模の状況としては、小学校11校については、小規模校が4校、適正規模校が6校、大規模校が1校という状況であります。また、中学校6校につきましては、小規模校、12学級未満ですが5校、適正規模校が、12から18学級が1校という状況でございます。

それから、平成23年度の学校の規模の推計をしてみますと、小学校11校で、小規模校が2校でございます。それから、次のページへいきまして適正規模の学校が7校になって、大規模校が2校という状況になっております。また、中学校におきましては、小規模校が3校、適正規模校が3校というように変化してくるとい状況が考えられます。

次に、将来的な学校規模についてでございますけれども、平成23年度までの児童・生徒の推計では、小学校10校と中学校6校については、現在の学校規模のままで児童・生徒を収容できると見込まれております。

次に、なお書きのところですが、「なお、第一小学校については、平成19年4月の実績により児童数推計を見直したところさらなる検討が必要となり、その結果は以下のとおりである」ということで、稲城第一小学校についての検討をさせていただきます。その内容でございます。まちづくりや区画整理などの進展によりまして、稲城第一小学校の児童数は増加傾向にあり、将来的に現在の学校規模では普通教室数が不足すると見込まれている。本校の通学区域は、三小、四小、七小の通学区域に隣接していることから、本校の通学区域の一部をそれぞれ3校の通学区域に編入することを前提に下記のとおり検討を行ったものです。

括弧書きのところですが、3校の通学区域への編入についてということと
とございますので、説明させていただきます。

のところでは、まず第三小学校への通学区域の編入について検討をしました。第三小学校は、平成19年4月の実績により推計を見直したところ、現在の学校規模のままで児童を収容することができると見込まれます。しかし、新たに第一小学校の通学区域の一部を第三小学校に編入する場合、その児童を本校に収容することは困難だという状況でございます。

次に、稲城第四小学校の通学区域への編入について検討をしました。稲城第一小学校の通学区域の一部を稲城第四小学校の通学区域に編入することについて検討しました。通学区域を変更した場合には、変更前に在籍している児童は

卒業までそのまま通学することができる経過措置を設けている。そのため、新1年生は、兄弟が通学区域の変更前の学校に就学している場合には、変更前の学校に就学したいという申請があれば「指定校変更承認基準」の承認事由に該当することから、通学区域を変更しても学級編成上すぐに効果が発生してこないということです。また、通学区域を変更した場合、本校に通学するより通学距離が遠くなることとか、幹線道路を横断するなど安全面でも課題が残ると、ということから、第一小学校の通学区域の一部を第四小学校に編入するということは望ましくないというように判断したものです。

次に です。第七小学校の通学区域への編入を検討してございます。まちづくりや区画整理事業などの進展によりまして、稲城第一小学校の学区内には児童数が増加傾向にございます。本学区内には、431戸の集合住宅の建設が予定されており、20年夏に入居予定でございます。その建設地は、現在の第七小学校の通学区域の境界付近であること、また、本集合住宅地に入居する児童を第一小学校に収容することは困難であることから、本集合住宅地を稲城第七小学校の通学区域へ編入をいたしました。これは前に、変更ということによってやってございます。本校の学校規模は、児童が収容できなくなることから早急に増築校舎を建設し、学校の適正化を図ることとしたということで、七小の増築工事ということでございます。その検討結果として、第一小学校の通学区域の一部を3校に変更させることは困難であると。現在行われているまちづくりや区画整理事業の進展などに伴う児童の自然増については、現状の稲城第一小学校への受け入れは困難であり、本校の敷地に増築校舎を建設することについて検討することにした。その結果、学校行事等で使用する際に受ける影響を最小限とするため、校庭の西側に建設することが望ましいと判断をいたしました。

なお、本校の校舎の一部は昭和38年に建設されており、今後は大規模改修・増改修も視野に入れながら計画的に検討していくことが望ましく、関係課、学校と十分に連携し、保護者や地域の方々の理解を得られるようにするというところでございます。以上が第一小学校についてです。

次に、(2)稲城第三小学校・若葉台小学校についてでございます。

適正学区等検討委員会の報告では、2校において普通教室数が不足するということが危ぶまれたことから、今後の対応について検討をしてまいりました。

検討結果といたしまして、稲城第三小学校についてですが、18年5月の実績による児童数推計では、将来的に普通教室数が不足すると見込まれたことから、学区等検討委員会では現在の学校施設を見直し、一時的に転用している多目的施設を普通教室に改修する必要があると報告されました。その後、19年4月の実績による児童数推計を見直したところ、現在の学校規模のままでも児童を収容することができるというように見込まれております。

次に若葉台小学校についてです。19年度の普通教室の使用数は30学級であり、本校の普通教室の最大使用可能数は34学級となっております。今後、本校の通学区域内には、集合住宅の建設もあり、児童数は増加傾向となることから大規模校が続くと見込まれております。そのため、児童の収容においては、現在の学校規

模である34学級を超えないよう、今後も関係課と連携を図ることとするということにさせていただきます。

次に6番、南山東部土地区画整理事業地内の学校建設についてでございます。南山東部土地区画整理地内の事業計画では、平成24年から入居開始となり、将来的には7,600人の人口計画となっております。

本土地区画整理事業地内に居住する小学生の通学区域は、現状のままであれば、稲城第一小学校、第三小学校、第七小学校の3校に就学することになりますが、現在の学校規模では、今後の児童の収容ができなくなることや、通学距離や通学時間が児童・生徒に与える心身への影響や、児童の安全確保を考慮すると、本土地区画整理事業地内に新たな小学校を建設する必要があるというように結論をしております。

一方、本土地区画整理事業地内に居住する中学生の通学区域は、稲城第三中学校となり、当初は、生徒数の推計から受け入れが可能と見込まれておりました。しかし、本土地区画整理事業地内に入居してくる世帯構成の状況によっては、将来の稲城第三中学校の通学区域の生徒の自然増を含めまして、普通教室が不足することとも考えられることから、中学校のあり方を検討していく必要があるというふうに考えております。

以上が教育委員会としての基本方針であります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案事由の補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

浅水委員。

浅水委員 何点かあるのですが、文章の作りの問題かもしれないのですが、簡単なところですが1ページ目のところの下から4行目、「地域・保護者・学校が一体となり、今まで以上に自治会・PTA・青少年育成地区委員会などによる」ということを書いてきて、最近、稲城市の全体のPTAさんは一連で入られておりますが、組織名をPTAと名乗っていないところがあります。だからPTAなど保護者、教職員の会、などの様に入れておかないと、稲城市全体の保護者のことを指していないのではないかとこのように思います。ここは簡単なことなのでご検討いただきたいと思います。あと、5番以降のところですが、4ページ以降です。4ページまでというのは、5番までは、現状こうなっていますというご説明がずっと書かれていると解釈をしまして、将来的な統計のところから5番に結びつけていて、ここの文章でいくと課題が、第一小学校にしかありませんというように読めています。要は「本市では云々」とあって、現状の規模のままで生徒を収容できると見込まれているということなのです。ただし、第一小学校は少し問題ですよ、ということが書かれているというのは、「学校規模について」という文章にあります。その下のところで、第一小学校の検討が出てくるのはいいのですが、突然、その後に第三小学校とか若葉台小学校が登場してくるのですが、

問題ないと書いてあるのですから、これは要らないのか、もしくは検討する必要があるのであれば、せっかく検討したんですから、冒頭のところで、なお第一小学校はこういうことがある、また、第三小学校と若葉台小学校についても、増が見込まれるから細かく検討しましたという結論を、ここに結びつけておいた方がいいのではないですか、ということを感じています。

委員長 いかがでしょうか。

学校教育課長 まず、第1点目のPTAのことについては、PTAなど保護者・教員の会というお話だったのですが、我々としては、PTAというと保護者というようにイメージしていますけれども、浅水委員のおっしゃっていることを検討したいと思います。

それから、今の課題のところ、学校規模のところですが、第一小学校の後に三小と若小のことを入れるかということでございます。これは、基本的には三小と若小はこのままでいけるということで、あえてここへ、入れたのですが、文面としては整理してみたいと思います。

浅水委員 今の回答でかまわないのですけれど、1回暫時休憩を。

委員長 暫時休憩をお願いします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開いたします。
浅水委員。

浅水委員 私の意見は、追加でやられたのであれば、やったということは書いておくべきだろうと思います。ですから、課題を一つ、第一小学校以外のところにも持たれたわけだから、それについて一生懸命検討されたわけですから、稲城市としては、若葉台小学校の件もきちっと課題として認識して、今回検討していますということを残した方がいいというのが、私の意見です。削除しろというようには誤解しないでください。最初の頭のところに、第一小学校や若葉台小学校や第三小学校でもという、きちんと課題を認識していますよという意味でとらえて、書き直していただくのが望ましいと思っています。

教育長 それは、具体的には4ページの、「5、将来的な学校規模について」のところの。

浅水委員 なお書きの後です。

教育長 8行目のなお書きのところで、今言ったところの校名を明記しておくということでもよろしいでしょうか。

浅水委員 結構です。稲城市教育委員会として、課題を認識しているということで、若葉台小は特に、これからの不安を感じている方々も多いので、そういう課題を検討した、ということは書いていただきたいというのがお願いであります。

委員長 浅水委員。

浅水委員 それに似ているのですが、6で南山が突然登場してくるのですが、多分こういうのは、現状を見たときに、現状から推測すると、こういう課題と、こういう課題と、こういう課題がありますと。それについて、テーマを絞ってそれぞれ検討した結果というのを載せていたと思うのですが、南山も確かに課題の一つであると思います、適正学区を考えると。そうすると、一番心配しているのが、若葉台小学校と第三小学校と第一小学校と南山だけが適正学区の課題なのですかということです。その四つが課題であれば、その四つは課題なのです、ということで検討した結果、四つに対してどういう答えを持ってきました、ということを出せばいいのですが、それでは、適正学区検討委員会で当初検討された第四小学校、第一小学校の統廃合、平尾地区の統廃合はどうなったのですか、結果的に、というところは多分問題にならなかった。あと、二小さんの問題も、小規模学校になってきているので、問題はないのですというようなところは、適正学区検討委員会では検討されたのでしょうか、という内容です、これが質問。僕の中ではこの文章は課題は4点という認識でございます、学校として。一、三、若葉台、南山。この4点を課題にして、適正学区検討委員会は検討されたのですか。表現の仕方はいろいろあるのですが、その質問をさせていただきます。

委員長 よろしく申し上げます。
学校教育課長。

学校教育課長 今、おっしゃられた内容ですけれども、確かに学区の中で課題となるところは、もともとは南山を除いた一小、三小、七小で、七小は増築でいいのです。三小については、もう目いっぱいであって、三小についても将来的には、増築が中を見直して、多目的教室を普通教室に変えてという、そういう報告があったわけですが、三小はそういったこと。若小についても34クラスという、ぎりぎりの線で今後は推移していくだろうというのがあり、とにかく一小については、どうしても将来的に校舎が不足してくる。要するに普通教室が不足してくるという推計があったので、特に一小について取り上げた経緯があります。三小と若小については、そういう経過があったわけですが、現状で何とかいけると。若小についても協議をしていく必要がありますということで、心配されるものをフォローしたような部分の内容になっております。ただ、庁内の検討会の中では、従って、おっ

しゃられたとおり、一小、三小、若小については検討をしました。そして、あと南山のところは、昨年の検討会をやったところは、具体的なことがはっきりしないところが次第に見えてきまして、庁内の検討会の中でも、具体的にもう少ししたら出していこうということで、昨年の学区等検討委員会の中でも、南山のことについては話があったわけですがけれども、さらに一層長期的課題で、南山を取り出して、今回は整理したということでもあります。ですから、課題としては、おっしゃるとおりその4校というのが課題であります。

それから二小については、小規模校ではあるけれども、今の学校の中では、生徒が減ってくる。要するに増築するとかいう必要がないので、今のままでいい。小規模校は小規模校だけでも、それが課題というとらえ方での協議はしていない。

それから、その検討に当たっては、将来的なことを含めてなのですけども、一応、検討委員会の中では、将来、18年から5年間、要するに平成23年までの内容を協議しようということで、そういう面で、仮に5年間ということの中では、そういうようになっているということをごさいますて、それ以降のことは、その時期にまた23年、24年ごろにまた検討する必要があるだろうという話も動いていますので、そういうことで、今回は特定の内容に収めているということをごさいます。

委員長 浅水委員。

浅水委員 今回の回答で構いません。我々として、何を課題としてとらえて、ここで何をきちっと検討したのか、というところを記録として残すべきだろうと思います。適正学区検討委員会というのは、5年後を見据えてということで、それは正しいことだと、そう思います。ただ、第1回という、これの第1回ではなくて、最初に適正学区検討委員会というのがあったはずですよ。それで、今回は2回目の適正学区検討委員会である。開催中は招集され議論された。第二次ということですね。実は私も、第一次適正学区検討委員だったんですけど、第一次適正学区検討委員のときは、課題の整理からまずさせていただいて、その課題について特に問題になるのは、要は山手地区、古い方はわかるのでしょうか、平尾地区とかあちらの方は山手地区。この辺は振興住宅地。向陽台地区、この辺、平場地区と言いまして、平場地区の問題点と山手地区の問題点と振興住宅街の問題点、その融合点の問題点というのは整理されていて、要は、平尾地区に関しては1校廃校で統合というのがいいのではないのでしょうか。二小についてはエリア的にいって、あのままの現状維持がいいでしょう。城山の問題も出ていましたので、城山と三小の統廃合の問題も一応議論されたけれども、当面据え置きというのが、多分5年前か何かにあった一次適正学区検討委員会の答申だったと。今回は第二次ということで、それを受けた結果として次に出てくる課題をもう一度整理して、その4点ですねというようなことで、やはり適正学区は5年で切っているの、毎回毎回、5年ごとに委員会が開催されてなければいけないというように、僕は思っています。それにはやはり、この文の中にきちっとそれが引き継がれていくということ

なのか、今、適正学区の検討をしにくい状況下というのは、市庁部局と教育委員会との、要は子どもが増える、増えない、という情報の流通が悪いと、まちづくりの方から、きちっと何人ぐらいの子どもが、どれぐらいの規模で増えていくのかとか、そういったところがきているのかきていないのか、そのことも含めて、急に城山がいっぱいになってしまうとか、急に若葉台小が入り切れるようになってしまうからプレハブは要らないとか、そういったことをちゃんと情報収集しながら、5年なら5年単位で議論していく、というようなことが必要なのかなと思っているので、第一次適正学区検討委員会の結果を踏まえ、第二次、こういうように直しました、その間に発生したのがこういう課題です、その結果としてこうです、というようなまとめ方が望ましいのかな、そして、第三次に引き継いでいくというように思っています。以上です。

これは意見です。

委員長 教育長、お願いします。

教育長 ただいま浅水委員さんの方から、ご意見という形でいただいておりますことに関しましては、整理の仕方に関しましては、これからの中で、まだ多少訂正をしていくかと思っておりますので、それとあわせて、担当者の方で前向きに考えたいと思います。

教育部長 暫時休憩をお願いします。

委員長 暫時休憩。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。
ご質問、引き続きお願いいたします。
稲垣委員。

稲垣委員 5ページの方ですが、検討結果の結果としまして、稲城第一小学校のところに、5年間ですか、計画からいくと4学級ぐらい増えるから校舎を増築することが望ましいという書き方がしてありますが、それと兼ね合いまして、6番の南山東部の関係で、24年ぐらいからということで、今23年までの数字をもとにして、第一小学校の増築を考えていこうということがありますがけれども、将来的に、24年以降からのことも加味して、この部分で第一小、第三小、第七小が増えていくのではないかということが予測されていますので、23年までだけを見越して増やしてしまうと、またその先で、校舎増築ということが起きるかもしれませんから、やはりもう少し先までも加味して考えて、計画をしてもらいたいと思っております。感想ですけれども。

委員長 学校教育課長、そのあたりはいかがでしょう。

学校教育課長 南山のことなのですけども、これは庁内検討会の中で、議論があったところなのですけれど、やはり南山の開発に当たって、今ここにあるように、将来的にこれだけの人数が入ってくるのは7,600人とある。そういう規模からしたら、そういうことが出てきましたので、今から手を挙げていかないと、土地の確保、それから学校建設に当たっての時期を逸すると難しくなってしまう、そういう懸念が内部の中でありまして、庁内検討会の中で、今回はこの南山のことについては、24年以降のことなのだけれども、もうあそこの土地区画整理事業は動き出していますので、今の段階でこれは入れさせていただきます。土地をまず確保しないといけない、そして、次に学校を計画して学校をつくらなければいけない。それには、入居の開始は24年から入居開始になっていますけれども、あくまでも今の担当課からの情報での内容です。実際には、その後、入居の後の開校があって、平成26年に6クラスの推計が見込まれるということから学校をつくる、その場合に、年数的にもかなり準備が必要でございます。学校をつくるに当たっては、まず基本構想を、次に基本計画、そして実施設計、工事ということになると、それなりの学校をつくるにも1年半ぐらいはかかってしまうということもありますので、設計するのに1年強、かかるのですけれども、そういったことを含めて考えると、今の時点で、これはぜひ盛り込んでいきたいというのが、今回の考えです。

委員長 教育部長。

教育部長 今、課長が申し上げたとおりでございますが、南山の学校建設について、先ほどの浅水委員、稲垣委員からのご質問に関連するのですけれども、本市におきましても、いわゆる長期総合計画といいましょうか、10年間のスパンと3年間の実施計画策定ということでございます。まさしくこの検討委員会の結果を受けながら、第三次稲城市長期計画の中でも検討していきましようということと、今後開発が進むべき南山の問題につきましても、第四長期の頭出しをしていかなければ、ということなのです。従って、教育委員会としましても、方針を定めていただければと思います。先ほど課長が申し上げましたとおり、一定の時期に来ましたら、長期計画の中に位置づけ、そして実施計画の3年間のスパンにさらに明確にしておくということが大切だと思います。貴重なご意見をいただいたということで、教育委員会事務局として、総体的に整理していきたいと、そのように考えているところです。

委員長 稲垣委員、よろしいでしょうか。

他にご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第31号議案「稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関すること等について（第二次基本方針）」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

浅水委員 今回の意見を反映していただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

委員長 それでは、第31号議案 稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関する
こと等について、一部修正を含めて基本方針を採決したいと思います。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。
よって、第31号議案は、原案どおり可決いたしました。事務局、よろしくお
願いをいたします。
なお、修正につきましては、事務局一任ということで、お願いをいたします。

次に、日程第5 報告事項です。
本日の報告事項は8件ございます。
まず、「稲城第三小学校体育館大規模改修工事について」、「稲城第七小学校
校舎増築工事請負契約について」を学校教育課長よりお願いいたします。

学校教育課長 それでは、最初に稲城第三小学校体育館大規模改修工事についての報告を説明
させていただきます。

お手元の資料に基づき説明させていただきます。
稲城第三小学校体育館大規模改修工事につきまして、報告させていただきます。
1番目の概要です。この大規模改修工事は、体育館全体の老朽化に伴う改修及び
耐震性能の強化を図るため、耐震補強を行うこと、また、地域での利用も多く、
トイレや倉庫に不足を生じていることや、更衣室、だれでもトイレがないため、
新設を行うために増築工事を合わせて行うものでございます。工期は約8か月で
ございます。

次に、建築の入札経過でございます。本件の工事につきましては、建築、電気
1回に分離して工事を行うもので、合わせて1億5,940万補正の予算でございます。
まず、建築につきましてですが、6月13日に意向確認型の指名競争入札を行いました。
工期は6月13日から20年2月22日までとしております。この入札におきま
して、12社に意向確認を行い、4社が希望しましたので指名し、予定価格を事前
公表しました。入札前日までに4社が辞退しました。従って、契約に至らなかつ
た状況でございます。

第2回につきましては、仕様等を変えて7月26日に条件付一般競争入札を行いま
した。工期を7月30日から20年の3月31日までとして、予定価格を税込みで、
1億3,112万4,000円として、非事前公表といたしました。入札前日までに、3社
が入札しました。2回実施したのですけれども、最後に1億3,965万円、これは税
込みでございます。予定価格と800万以上のひらきがございまして、不調に終わつ
たということでございます。

このように2回の入札が不調に終わりました、契約ができませんでした。

こういうことを踏まえまして、3の検討結果でございます。本工事は、国庫補助金の導入を前提に計画しており、既に内定の通知を受けておりますが、年度内に完成する見込みが立たなくなったことから、交付金額が担保されないこと。次に、今後の入札を想定した場合には、工事内容の見直し等に時間を要すること。さらには工事着手の遅れ、工期から見て2カ年度にまたがってしまうなどの影響が生じてくること。19年度は落札するよとということ、設計の方にも検討していただきましたが、不調という結果に終わりました。このことにつきましては、第三小学校の学校側にもきちんと協議をいたします。また、PTAの役員さんにもお話をさせていただきました。こういった協議を行ってきた結果、19年度の工事を見送るということにいたしたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。
稲垣委員。

稲垣委員 今、非常に耐震に対して誰もが関心を持っていることでもありますし、子どもたちの安全のためにも、この耐震性能の強化は大事なことでありまして、その予算の面で、なかなか非常に難しかったということですが、やはり、もう少し早急に精査していただいて、何とか実現する方向に持って行ってほしいなと思っておりますので、ぜひ次年度には実現できるよう、いろんな方法を早急に検討していただきたいと思っております。

意見です。

委員長 ご意見、ございました。よろしくお願いいたします。他には、ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、七小の方、お願いいたします。

学校教育課長 次に、稲城市立稲城第七小学校の校舎増築工事請負契約についてご報告します。

本件につきましては、19年1月19日の教育委員会定例会におきましても既に報告をしておりますので、工事の内容に入らせていただきます。工事の内容につきましては、普通教室の6教室と多目的教室3教室、エレベーター、昇降口などを建設するものでございます。建築面積は554.09平方メートル、延べ床面積は1419.86平方メートルの増築でございます。

次に、お手元の資料のA3の図面がありますので、開いてみてください。図面の下に「配置図」と書いてある図面があるのですが、それを見ていただくと、それは稲城第七小学校の配置図でございます。上の図が、現在の第七小学校の配置図でございます。左上が正門でございます。コの字型に体育館と校舎が配置され

ております。既存校舎は2階建てから4階建ての構造になっておりまして、斜線が引いてございます。一方、下の図面は増築後の配置図でございます。斜線部分が既存校舎でございます、白い部分が増築校舎となっております。それから、網かけの部分が給食配膳室の増築部分でございます。今回の増築校舎は、鉄筋コンクリートの3階建てでございまして、給食配膳室は鉄骨造りの2階建てでございます。

続きまして、裏の面の3ページをご覧ください。A3の3ページの図面には1階部分の平面図でございます。1階には普通教室3教室、それから昇降口、倉庫などを設置し、既存校舎とは廊下でつながる構造になっております。また、エレベーター、それから昇降口の前にはスロープを用意してございます。

続きまして、4ページのA3の図面をご覧ください。4ページは、2階の平面図でございます。2階には、普通教室が3教室と多目的教室、それから準備室を設けてございます。多目的室は、前に半円形に張り出したところまでが多目的教室として、普通教室の1.5倍の面積を持っているものでございます。

次に、5ページを開いていただきたいと思えます。5ページは、3階の平面図でございます。3階には、多目的室2教室、これは普通教室の1.5倍の大きさです。それと、ホールと準備室とがございまして、このホールにつきましては、廊下とこのホールが一体となっております、そこに間仕切りはございません。そういった構造になっております。既存校舎とは、2階建ての既存校舎がありますが、その上に廊下でつながるといような形になっております。

次に6ページをお開きください。6ページは立面図でございまして、左上にありますのが、北立面図でございまして、これは、体育館の方から見た立面図でございまして、左側の1階の網かけ部分が配膳室の増築部分になります。その上の斜線の部分は、既存校舎でございます。3階の白い部分が増築校舎と既存校舎をつなぐ、3階部分のみの渡り廊下ですけども、そういうものでつながるとい内容になっておりまして、屋外の非常階段の右の部分が増築校舎になるという内容であります。あと西立面図と南立面図がありますが、ご覧のとおりのものでございます。

次に、今度は契約の関係でございますけど、資料の前に戻っていただきまして、「条件付一般競争入札の経過及び結果」というのがございまして、ご覧いただきたいと思えます。

入札までの経過でございますが、7月10日にこの工事の概要を公告しまして、電子調達サービスへの公告ともに稲城市ホームページにも掲載して、7月17日までに参加申し込み受け付けを行いまして、6社の申し込みがございました。資格審査を行いまして、この6社に参加資格の確認結果を送付しまして、以後7月17日にインターネットを通じて、設計書を送付しました。8月6日に入札ということでございまして、翌7日に開札をいたしました。入札結果につきましては、お手元に渡してございます資料のとおりなのですが、株式会社中塚工務店が2億5,300万円で落札者として決定しております。なお、消費税を含めまして、2億6,565万円という金額で、仮契約を締結しております。本件は今9月の議会に上程

し、議案としております。また、開催の福祉文教委員会では、補正予算請求しておりますが、最終的には、9月25日の最終日にその結果が出ることになってございます。

報告は以上でございます。

委員長 それでは、稲城第七小学校増築工事請負契約についての説明が終わりました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 3階で旧校舎とつながっていますよね、渡り廊下とつながっている。2階はつながっていないのですか。2階も旧校舎と直接つながっている。そうですか。そうすると、例えば身障者の方が入学してきた場合、エレベーターがあり、旧校舎まで行けると考えてよろしいですね。ありがとうございました。

学校教育課長 説明不足で、わからなかったと思いますが。1階部分と2階部分につきましては、1階、2階だけ既存校舎が長く出ておまして、その部分が増築校舎と廊下がつながる形になっています。3階部分につきましては、既存校舎、2階でこう出てきている関係で、3階のところがない関係で、ここに新たに、既存校舎がへこんでいる部分と渡り廊下でつながっているという形になっております。

稲垣委員 よろしいですか。

稲垣委員 この工事期間中、子どもたちの安全対策というのは、どのように考えられていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

委員長 どうぞ。

学校教育課長 子どもたちの安全対策でございますが、当然、この工事に当たりましては、工事に伴う困いをしまして、子どもたちの正門からの、いわゆる既存校舎への昇降口までの動線につきましては、しっかりと安全を確保できる形ということで予定をしておまして、また、誘導に当たる工事業者からも警備員を配置されるということでございます。また、通常の学校の教員の方々、いろいろと安全確保、例えば朝の登校時の安全対策もというように認識しております。

委員長 稲垣委員、よろしいでしょうか。

稲垣委員 はい。

委員長 他には、ございませんでしょうか。教育長。

教育長　　ちょっと前に戻りますが、三小の方の工事、延期になったことで、安全対策について。

委員長　　学校教育課長、お願いします。

学校教育課長　　前の三小の補足になりますけれども、三小に関しての、現在、工事ができないわけで、その安全対策の部分ですが、特にガラスにつきましては、万が一の震災があったときに飛散しないような対策ということで、ガムテープ等によるガラスの飛散防止の対応はやっていきたいと思っております。

　　以上です。

委員長　　合わせて、三小さんの体育館安全対策の説明が入りました。

　　他に、ご質問等ございませんでしょうか。

　　それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

　　次に、「夏休みの状況について」、「台風9号の対応について」、「外国からの訪問について」、「今後の英語活動・英語教育について」、「教育再生会議・中央教育審議会の動きについて」、「校長選考・教育管理職選考の受験状況について」の以上6件を、指導室長、体育課長よりお願いいたします。

　　指導室長、お願いします。

指導室長　　6件のご報告を申し上げます。

　　まず、夏休みの状況につきまして、児童・生徒に関わることについてご報告を申し上げます。

　　まず、子どもたちに関わりましては、大きな事故等もなく、無事に夏休みを終了できました。2学期も無事にスタートしたという報告を各小・中学校から頂戴をしたところでございます。ただし、小さなけが等はありませんでしたので、簡単にご報告をいたしますと、7月、8月、合計2件、管理外ではありますが、交通事故がございました。ただし、車との接触によって腕や腰を打撲と擦過傷であるとか、また、もう一件もひじや腕の擦過傷程度で、特に入院をするというような大きなけがには至らなかったということです。ただ、交差点での事故等でございますので、その辺は、まずそのときに、報告を受けた時点で、水泳指導の帰りなど、安全に気をつけて帰るようにという指導を、教育委員会からも学校側に対してしたところでございます。

　　ただ、夏休み終わってからになるのですが、2件やはり交通事故の報告がありまして、これも管理外であり、交差点での接触ということで、けがは先ほどと同様、打撲ですとか擦過傷、1件は左手首の骨折というのもありましたけれども、大きく入院をするとかそういったことではございませんでした。ただ、やはり尾根幹線の開通により、交通量が変わってきたとか、様々な状況の変化によって、ここにきて交差点での交通事故が何件か続いてあります。そのために、9月の校長会、そして副校長会におきまして、交差点での横断の仕方などを年齢に合わせま

して具体的に指導してほしいということで、学校にも指導したところでございます。今後もこのような指導は継続をしてみたいと思っております。

もう一点、児童・生徒に直接かわるものではございませんが、8月17日の金曜日になりますが、第四小学校と第四中学校のガラスが、何者かによって破損させられたという件がございました。実際には、技術室の窓ガラスですとか、体育館のガラスが投石によって破損されたということであります。すぐに警察への連絡をして対応はしたんですが、実はその近辺の会社ですとか工場、その他店舗もやられておまして、学校だけではないという、まさに無差別の事件だろうということで、警察は調べたということでございます。ただ、警察の方も、結局のところ、犯人を見つけることはできずに終わってしまったということで、その後、そのようなことが繰り返し行われているという報告がございませんけれども、いつ何どき、このようなことがまた起きるかわかりませんので、こういったことが起きた場合にも、すぐに教育委員会への報告をするようにということで、学校の方を指導させていただいたところでございます。夏休みの状況については、以上です。

続きまして2点目、台風9号における対応についてということで、これは後ほど体育課からもございますが、まず、指導室の方から、ご報告を申し上げます。

9月6日木曜日の夜半から7日の早朝にかけて、ご承知のように強い台風9号が関東地区を直撃いたしました。ここ数年の間では、直撃というケース、無かったものですから、今回は特に対応を違った形でとらせていただきました。学校の方は、9月7日の早朝5時30分の時点で、指導室から学校の登校について指導をするということを事前に伝えておきまして、管理職が1名、5時30分の段階で待機をするということをとりました。結果、本市の災害対策本部の判断、また、気象庁の台風の進行状況等見まして、結論としましては、通常どおりの方向というようにさせていただきました。その判断をいたしまして、5時半の段階で各学校へ流したということです。実際に、登校時刻には地区によっては、多少雨が強目に降ったところもございましたけども、実際の登校状況に大きな影響を与えるということはなく、けが人等もなく、無事に通常どおり学校を始めることができたということでございます。

一つ順番、逆になってしまいましたが、その前日につきましては、台風が来るということが予測されておりましたので、部活動等の放課後の教育活動は、一切中止という指示を出しまして、授業が終わり次第速やかに下校ということで、同じように大きなけが等もなく、無事に全児童・生徒が下校できたということを報告をさせていただきます。今回は、直撃という今までにないケースであったので、このような対応をとらせていただきましたが、今後もこの台風の季節、続きますので、直撃が予測されるような場合、また、教育活動の時間帯にかなりの確率で台風の影響が出るというように予測ができる場合には、今回と同様に管理職を待機させるような対応をさせていきたいというように考えております。

学校の方は、以上でございます。

委員長 では、体育課長、お願いいたします。

体育課長 私の方からは、体育施設の被害状況等について、説明させていただきます。この状況につきましては、平成13年に1回あったということも含めまして、6年ぶりというのでしょうか、そのような形で大変な被害を受けました。全面使用不可能という状況になってしまいまして、現在、第39回市民体育大会が開催中であるというようなことで、その後調整を行ったところですが、被害の状況等につきましては、裏面の資料を見ていただきますとわかりますように、野球場の2面のA面、B面が使用できないというようなことと、ソフトボール場が2面、A面、B面、そのほか自由広場1面、ゲートボール場2面、その他というようなことで、被害状況が出ております。

それと、さらに右手の方に別紙で写真が載っているかと思えますけど、これは一番上の写真が、堤防から、右手が下流になりますけど、この絵は左岸の調布側府中側でございます。今、真ん中に立ってありますが、ファールラインを示すポールでありますけど、その写真を見る限り、かなり満水に近い状況になっております。真ん中の写真が、多摩川原橋の方を望むというようなことで、スロープの中のところから撮った写真であります。そのほか一番下の写真が、A面のマウンドの付近で、これは翌朝の10時半ごろ撮った写真ですけど、このような形でもう引いている状況であります。最後に、一番最後のページですが野球場B面の付近の雨水枡とさらに自由広場、ラグビー場の施設ということがございました。それとゲートボール場というふうな形で、大変な状況の姿が残ったという形の写真を添付してまいりました。

それとあわせて今後の対応としましては、現在、市民体育大会が開催中であるというようなことを踏まえまして、この会場を使っているのが、軟式野球、これは少年の部です、それとソフトボール、ラグビーというような形で、翌日7日の日に、この会場を使っている団体の代表をお呼びしまして、今後の対応等について調整を行いました。その結果、軟式野球につきましては、少年の部ですが、小学校の校庭を使うことによって何とか実施ができるだろうというようなことも確認されました。また、ソフトボールにつきましては、小・中学校の校庭の他、九段高校及び若葉総合高校のグラウンドも、もし借用ができるのであればということも踏まえまして、現在調整を行っておりますけど、その状況も含めて、実施する予定であることが確認されております。また、ラグビーにつきましては、大会等につきましては総合グラウンドで試合の日程が組まれておりますが、練習場がないということから、市の方で原材料を提供していただければ連盟の方でも対応してもいいという要望もそのときは出ました。それと、(2)のその他利用団体の対応としまして、既に、台風が来るというようなことも含めて気象庁というか、そういうようなところでは予測が付きませんでしたので、既に幾つか申し込まれた団体がありましたので、それらの団体には、今回の状況を説明しながら了解を得て、可能な限り、このような団体が他の方にいきますということも含めて決定をいたしました。また、さらに市のホームページ及び「ひろば」に載せて利用者

に対して通知を行ったということでもあります。

また、実際に今後の取り組みという形の中では、市民体育大会の確保については、体協及びこの三つの協議連盟と継続して協議をしていく、ということと、それと現場に流されてきました流草木の撤去作業等については、いなぎグリーンウェルネス財団に協議しながら、撤去を依頼していくことが確認されました。また、年度内復旧を行うべき状況につきましては、体育協会及び競技連盟を含めて、庁内の関係部署と協議を進めていく上で、現地確認をお願いし、工事依頼を出していくという状況で、今後対応してまいりたい、という状況であります。

以上でございます。

委員長 今後またよろしくお願いを申し上げます。
引き続き、よろしくお願いいたします。
続きを指導室長。

指導室長 あと4点申し上げます。

まず、外国からの訪問につきましてですが、2学期に三つの外国からの団体が、稲城市を訪問することになりました。現在、その準備作業を進めておるところです。それにつきましてご報告を申し上げます。

まず1点目が、タイの中学生、全部女子でございますが、タイの中学生女子6名と引率者1名が、本市を訪問します。日程は、10月11日木曜日夕方から10月18日木曜日早朝までということです。1週間滞在をいたします。その中で、この中学生は小倉百人一首のかるたをタイで学んでいるということで、こちらでそういった交流会に参加をしたり、また、本市の学校を訪問してもらったりいたします。また、この1週間は、学校を通じて公募という形でホストファミリーを募集させていただきました。現在、今日の段階で、ちょっと数を忘れてしまいましたが、人数以上のホストファミリーが応募してくださったということで、これからその人数を絞らせていただいて、ホストファミリーを決定させていただきたいというように考えております。人数につきまして、失礼をいたしました。

二つ目の集団につきましては、同じくタイなのですが、タイの大学生が4名と引率者が1名、やはり稲城市を訪問いたします。日程は、10月17日水曜日から25日木曜日までの8泊9日ということになります。これは大学生でございますので、基本的なこちらでの活動は、駒沢女子大学にて勉強をするというのが基本になります。それ以外に、やはり本市でホームステイをいたしながら、本市の皆様と交流なども多少考えていこうと、また、学校なども訪問してもらおうということを考えております。こちらの方も、既にホストファミリーに手を挙げていただいておりまして、人数がそろっておるところですので、あとは大学生のインフォメーションをいただいた段階で、どこのご家庭にホームステイをしてもらうかということを決めさせていただこうと思っておりますのでございます。

三つ目の集団は、アメリカの教員20名が稲城市を訪問するというところでございます。日程は、10月22日月曜日から28日日曜日まで、1週間稲城市を訪問いたし

ます。その中で、稲城の長峰小学校、第三中学校、そして駒沢学園女子高等学校をその中で1日ずつ訪問したり、市内の有名なところを見学・視察をするということが入っております。また、この1週間の中で、10月27日土曜日と28日日曜日にかけて、1泊2日ですが、ホームステイをしたいということで、現在、ホストファミリーを募集しているところでございます。20名のうち18名までホストファミリー決定しておりますが、あと2名、最後の詰めという段階でホストファミリーを探しているという状況でございます。このアメリカの教員につきましては、フルブライト基金の、日米教育委員会と名乗っておりますが、日米教育委員会が間に入りまして、日本全国10都市に、この10月にアメリカの教員を呼んでいると、その中の一つの都市として、稲城市が手を挙げたところ、稲城市にもお願いしたいということで20人がやってくると、そういった全国規模のプロジェクトの中の一部であるということをご承知いただければと思っております。

この大きな三つの動きがございますので、今、準備段階でございますが、また、全て終わった段階で、きちっとした報告をさせていただきたいと考えております。

次に、今後の英語活動・英語教育について、ご報告をいたします。以前にご報告いたしましたが、今年度から、本市におきましては、小学校では、小学校3年生以上に、週1時間程度、英語活動を実践してほしいということで、各学校に指導してまいりました。実際に学級担任を中心に、ALTなども招聘しながら英語活動がスタートしているところでございます。

これにつきましては、玉川大学、恵泉女学園大学の多大なるご尽力をいただき、現在、英語活動を推進しているところですが、今後につきましては、また、準備をしている段階のものがございますので報告させていただきます。今後は、この小学校の英語活動を次のように考えてまいりたいと考えております。

一つは、英語活動は、中学校の英語教育の前倒しではなくて、国際理解教育の一環であるという部分を前面に押し出していきたいと、その中で、異文化理解という形も取り入れていきたいというふうに考えております。

もう一つは、今、小学校3年から始めておりますが、小学校1年から少しずつ英語に触れる活動を実施してまいりたいと思っております。その中で、今、協力をいただいております玉川大学も当然ですが、恵泉女学園大学も今は協力いただいておりますが、さらに具体的な協力をいただくような方向でお願いをしているところであります。

また、合わせまして、福生にあります米軍の横田基地の中に小学校・中学校がございますが、その、特に小学校と交流を持たせさせていただきたいということで、先日、教育長と私で、横田基地の教育長と教育次長、指導主事と会って話をしてまいりました。その中では、横田基地の学校の中にはESLという指導法がございまして、第2言語を英語としている子どもたちを指導する指導法でございます。ご承知のようにアメリカでは、様々な民族の子どもたちが学んでおりますので、英語を母語としない子どもたちが大変たくさんいると。その英語を母語としない子どもたちのために、どのような指導ができるかというのが、そのESLと呼ばれているものですが、そういった手法なども、本市の小学校の英語活動に関わる

教員、また中学校の教員に見てもらって、これからの英語活動・英語教育に生かしてもらおうと考えておるところでございます。

2学期の段階から、少し準備を始めてまいりたいと思っておりますので、ここについても、またご連絡をいたしたいと思っております。また、小学校をそれだけ力を入れていくとなると、当然中学校の英語教育もさらに改善をしていかなければならないということで、現在、駒沢大学に、もともと中学校の英語の教員でした太田洋准教授がいらっしゃいまして、太田准教授と教育長と私の方で打ち合わせをさせていただいて、中学校の英語教育の改善のためにお力添えをいただきたいということで、準備を始めさせていただいたところでございます。今年度の後半から、少し中学校の英語の教員の授業を見ていただいて実践的な指導をいただき、来年度以降、これをきちっと計画的な指導体系をつくらせていただいて、中学校の英語教育にもさらに指導いただきたいというように考えております。

なお、この太田先生は、もともと中学校の教員でありながら、小学校英語の立ち上げにも携わっておりますし、高等学校の英語教育との接続についても非常に造詣の深い先生でございますので、まさに稲城の求めているものに近いものができるであろうと考えております。ここにつきましても、今後、予算等を計上させていただきながら、来年以降、充実した英語活動・英語教育に向けて準備を進めたいと考えております。

続きまして、教育再生会議・中央教育審議会の最近の動きにつきまして、大変申し訳ございませんでしたが、本日、1枚A4で資料を出させていただきました。

教育再生会議並びに中央教育審議会の動きということでまとめさせていただきましたが、国の動きにつきましては、今後、このような形で時期を見まして、教育委員の皆様にも情報提供させていただきたいと思っております。ご承知のように安倍首相退陣を受けまして、この教育再生会議が、今後どのようになるかというのはまたわかりませんが、一応第二次報告まで出ていますので、第二次報告の柱について説明をいたします。

まず1番としまして、学力向上にあらゆる手だてで取り組むということで、提言としまして、授業時数を10%増したいというようなことがありました。また二つ目としまして、心と体の調和のとれた人間形成を目指す。三つ目としましては、これは大学・大学院の再生を目指すんだと。そして四つ目としましては、「新教育時代」にふさわしい財政基盤のあり方を検討するんだ、という大きな四つの柱で、話し合いがされてきたところでございます。今後の国の動き、どうなるかわかりませんが、こういった動きをとらえながら、本市におきましても、事務局としまして、様々な政策等に生かせる部分は生かし、また、そうでないところは精査していくと考えていきたいと思っております。

これに接続という意味で、文部科学大臣の諮問機関でありますけれども、中央教育審議会がございまして、最近、多くの動きが出てまいりましたので、説明をさせていただきます。こちらの動きは、学習指導要領に直結いたしますので、こちらの方は少し細かくお話を申し上げます。

(1)ですが、8月30日の小学校部会では、小学校の授業時間について検討し、

次のような内容で大筋合意をしたということでもあります。一つは、低学年では学力や体力の基礎となる国語、算数、体育の時間を増やしていきたいと。二つ目として、中学年ではそれに加え、観察や実験を行う理科の時間を増やしたい。高学年では算数、理科を重視していきたいと、あわせて、社会についても若干時数を増やしていきたい。そのようなことが話し合われておりますので、この辺に基づいて学習指導要領の各教科の時間数というのは、出てくるのであろうと予測がつきます。

(2)ですが、総合的な学習の時間等で扱っていた英語活動は、高学年で「英語活動」を新設をしようと。そして、全国一律に実施していきたいということでもあります。そうしますと、総合的な学習の時間は、週1時間程度減少するんだということが話し合われております。ただ、本市のように、既に週1時間程度、英語活動を総合的な学習の時間の中で実施している場合には、ここの時数は実質的には今と変わらないというようなことになってまいります。

(3)ですが、時間数の増加に伴い、低学年では週2こま、中高学年で週1こま程度増えることとなるということで、この辺がひよっとしますと、今の土曜日をどう扱うかということと絡んでくるのかな、というように考えられるところであります。本市におきましては、既に報告をさせていただきましたが、学校長をメンバーとする教育課題策定会議という中で、この学校週5日制のあり方というところを踏まえながら、土曜日のあり方についても、現在審議をしているところでございますので、本市の考え方につきましては、またその辺をベースにご報告できるだろうと思っております。

最後ですが、中学校におきましては、必修教科の授業を増やして、総合的な学習の時間ですとか、選択教科を減らすような検討も必要であらうということ、中教審では話し合いがなされているというところでございます。また、新しい情報が入り次第、情報として報告を申し上げたいと思っております。

それでは最後になりますが、校長選考・教育管理職選考の選考結果が9月14日金曜日に出ましたので、結果を踏まえてご報告をさせていただきます。

今年度は、校長選考に小学校で5名、中学校で1名の合計6名の副校長が受験いたしました。第一次選考は、職務論文による選考でございます。その結果が出ましたが、6名中5名の副校長が第一次選考を通過したという結果をいただきました。大変好成績でありまして、教育委員会事務局含め学校も大変喜んでおるところでございます。委員の先生方のご指導、またよろしくお願いしたいと思えます。

あわせまして、教育管理職選考は、2年間のジョブローテーションを行わなければならないというB選考のみ、中学校で6名が受験をいたしました。6名受験した主幹教諭の中で、5名が第一次選考合格ということでございます。第一次選考は論文でございまして、課題論文ということで、実際に試験会場へ行って課題が与えられて、それに論文を書くというようなのが主な選考内容になります。やはり、6名中5名という大変好成績でございまして、大変うれしく思っているところでございます。10月に入りまして、校長選考の面接選考、その校長が終わっ

た後、10月中旬以降になると思いますが、まだ日程来ておりませんが、中旬以降に教育管理職の面接選考がございまして、そこで最終的な合格という運びになりますので、また、その時点で、わかり次第ご報告をいたしたいと思います。
大変長くなりました。以上で報告を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午後16時00分)